

平成24年2月22日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成24年3月2日（金）午前10時00分開議

第1 議案第1号から第25号までの
質疑後委員会付託

第2 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第4号）

平成24年3月2日（金）午前10時00分 開議

○議長（早野公一郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（早野公一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第1号から第25号までの質疑後委員会付託

○議長（早野公一郎君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案第1号から第25号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、議案第1号「平成23年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、よろしく願いいたします。

補正のほうの4ページ、繰越明許費の中の放課後児童健全育成事業として2765万円余が計上されていますが、これは学童クラブのことだと、このように思うんですが、この繰り越しの理由について伺いたい。これは12月の議会で聞いた茂原小学校の敷地内に新設される学童クラブのことを言っているんじゃないかなと思うんですが、繰り越しになった理由を伺いたいと思います。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） それでは、繰越明許費の中の放課後児童健全育成事業は学童クラブのことだと思うが、繰り越しの理由はどの御質問にお答えをいたします。御質問のとおり、放課後児童健全育成事業は、学童クラブ新築工事について繰り越ししようとするものであります。繰り越しの理由ですが、12月補正の時点では、平成23年度内に工事を完了すべく、国、県に対しまして12月中の補助金内示を要望していたところではありますが、内示が年明けの1月中旬となったことから、その後の事務執行が計画どおり進まず、今回、繰越明許をお願いするも

のであります。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、今年度内には無理だということなんですが、工事着工と完成予定について、わかる範囲内で教えていただきたいというのが1つ。

もう一つは、学童クラブに所属しているお子さん、そしてまたお母さん方、そういった親御さんに対しての説明、お子さんに対しての説明などはどのように行っているのか。また、学校側も、多分、今年度中にできるんじゃないかなんていう思いもあったんじゃないかと思うんですが、そこら辺の説明などはどのようにされているんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） 開設の時期や保護者等への周知との御質問ですが、学童クラブ新築工事につきましては、現在入札が終わり、確認申請等の準備をしておりますが、今後の日程等を考えますと、竣工については7月末ごろを予定しております。また、保護者等への周知にあたりましては、移転計画について既に広報等でお知らせしておりますが、今後の進捗に応じまして保護者等に順次説明してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第2号「平成23年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第3号「平成23年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第2号）」について質疑を許します。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 歳出の7ページのところの処理場管理事業の3500万円、この中身が、3500万円は機械設備修繕工事というふうになっていますけれども、当初にもこれは修繕ということで計画されていましたが、話を聞きますと、かなり大きな汚泥用の、乾燥させる装置のところを修繕じゃなくて取り替えなきゃいけないことがわかったということなんですけれども、その経緯と、取り替えなければいけなくなった内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

都市建設部次長 笠原保夫君。

○都市建設部次長（笠原保夫君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

処理場管理事業の機械設備修繕工事における具体的な内容でございますが、修繕対象設備は下水処理場にある汚泥処理のための遠心脱水機でございます。この設備でございますが、これは濃縮汚泥を含水率75%程度に、いわゆるつまめる状態に汚泥を脱水する設備でございます。この設備を今年度、経年劣化により、工場持ち込みによる内部消耗部品を含めた大規模修繕工事を執行したところでございます。この執行額でございますが、1900万5000円でございます。今回、このオーバーホールによりまして遠心脱水機内部を詳細に点検した結果、主要部品でございますスクリーコンベア、これはらせん状のスクリーでございます。この主要部品が予想を上回る劣化、損傷で、著しく腐食して、磨耗しておりまして修繕が困難な状況でございました。スクリーコンベア本体の交換が必要と判断いたしましたところでございます。このため、発注済みの修繕工事で主要部品の新規交換を追加する必要から、現契約を精査した結果、コンベア新規交換にかかわる経費といたしまして3500万円の増額補正をお願いするものでございます。この新規交換部品でございますが、単体といたしましては4500万円ほどいたします。

なお、このスクリーコンベア本体でございますが、受注生産による製造のため、今年度内での修繕工事の完了が困難な状況でございますので、あわせて繰越明許費により対応いたしますのでございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） わかりました。ちょっと技術的なことをお聞きしますけれども、修繕のスクリーのコーティングで直る見込みでいたということなんですけれども、中が見えないので、ふたを開けて、オーバーホールのときに見たら、思った以上に劣化をしていたということなんです。こういうものというのは、当然想定外みたいな、考えていたよりもよかったり、悪かったり、当然あるんですが、この部品は15年くらいという寿命を聞いていますけれども、何回も取り替えているはずなんです。今までも15年前後で取り替えていたのか、それとも今回が非常に劣化が激しかったのか。激しかったとしたら、部品そのものの品質が悪かったということも考えられます。この心配をなぜするかといいますと、この前、エルピーダという、日本で一番大きなDRAMのメモリをつくっている会社が倒産をしました。その社長が気になることを言っていたんですけれども、韓国とかそういうところのメモリよりも品質が高くて値段が高い。したがって、なかなか買ってもらえない、日本でも、世界のほうでも。それで売上げ、円高もあるんですけれども。今後は品質を下げても安くせざるを得ないんじゃないかという、こういう発言をしていたんです。非常に気になるトップの発言なんです。日本のメーカー

も、例えば10年もつものは10年以上もたなくてもいいというような品質をつくっている会社もあるというふうに聞きます。だけれども、エルピーダみたいに、それを10年じゃなくて、10年もつためにはプラス5割とか、そういう品質のものをつくるのが今まではいい企業と言われていましたけれども、10年だったら10年で壊れていいという発想にどうも世の中がなってしまうと非常に大変だと思うんです。そういうのも加えて、その辺の内容をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

都市建設部次長 笠原保夫君。

○都市建設部次長（笠原保夫君） ただいまの再質問にお答えいたします。

寿命は15年ということでございますが、これが想定内か、また特段の原因があるのかという御質問と思いますが、この機械の中心部分の点検は、分解しなくてはできないものでございまして、メーカーといたしましては、早期の工場持ち込みによる分解点検を推奨しているところでございます。当処理場では、年次点検や修理を中心に、経費節減も考慮いたしまして、通常の運転状況から判断いたしまして、今回の修繕を計画いたしましたところでございます。結果的に、今回追加になったことは劣化がこちらの想定以上にあったと考えております。この想定につきましては、個々の処理場での運転状況、運転時間、また汚泥の性状等が異なることから、想定範囲は広いものになりますが、他と比較すれば劣化が早かったと考えております。この原因につきましては、今後詳細に検討してまいりたいと思います。この経験を残し1台も含めて維持管理に活かしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第4号「平成24年度茂原市一般会計予算」についての質疑に入るわけですが、本案については議会運営委員会の協議に基づき予算審査特別委員会を設置し、その席で細部について審査を願うこととし、本議場においては、市長の基本姿勢等にかかる大綱のみについて質疑を願うこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

それでは、議案第4号「平成24年度茂原市一般会計予算」について、大綱的な質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、簡潔に4点ほど伺います。伺う内容は平成24年度当初予算案の概要ということで、この中からお伺いします。簡潔にまとめられておりますので、この中から拾い出します。

まず、13ページの1章、教育文化、⑥学校給食の充実、この件ですが、学校給食の委託につきましては、給食公社を中心といたしました給食業務、これは民間委託されております。これが2年を経過しようとしておりますけれども、内外から見た評価について伺いたいと思います。

2点目ですが、17ページの3章、生活環境、⑭持続可能な循環型社会形成の推進、これは新規事業となっておりますが、騒音・振動・悪臭規制対策事業としての新規事業でございます。住民からの要望による新しい事業なのかどうかということを中心に、これは詳細を伺いたいと思います。

3つ目ですが、18ページの5章、産業振興、④の新たな企業・産業の導入ということで、ちょっと長いですがけれども、農村地域工業等導入実施計画策定業務委託料ということで2200万ほどの計上になっております。新たな企業による産業振興についての調査となっておりますけれども、こう伺っていますが、いまして内容を詳しくお願いしたいということです。

4つ目ですが、一番最後の25ページです。参考資料となっております。平成24年度職員人員計画ですが、昨年に比べまして全体で8名の減員となっております。職員減らしは意図されたもの、言い方が悪いですがけれども、計画されたものでしょうか、それともその他の事情によるものかどうかということで、以上4点伺います。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

教育部次長 齊藤 勝君。

○教育部次長（齊藤 勝君） それでは、学校給食の民営化の評価ということについて御答弁申し上げます。本市では、平成22年から3年間の長期継続契約により、株式会社東洋食品に給食調理業務を委託し、安全でおいしい給食の提供に努めております。児童生徒や職員からは、平成22年度に実施したアンケートの結果と同様に、給食の味つけや内容は委託前と変わらないという意見が多く聞かれ、各学校で実施している給食試食会に参加した保護者からも、とてもおいしいと評価をいただいているところです。また、調理場の床を水で濡らさないで作業を進めるドライ方式化にも努め、食材の洗浄回数を増やすなど、管理、衛生面の向上も図られています。さらに、調理手法等については、栄養士と東洋食品の調理責任者との間で頻りに意見交換が行われており、日常の作業についても日報等で報告を受け、その都度確認しておりますので、円滑に進められていると思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 経済環境部次長 鳩川文夫君。

○経済環境部次長（鳩川文夫君） それでは、持続可能な循環型社会の形成の推進のうち、騒音・振動・悪臭規制対策事業の道路交通騒音常時監視測定が住民の要望と市の事業となった経緯、それと、どのような事業の内容なのか、詳細についてという御質問でございます。平成23年8月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法が成立したことによりまして、これまで都道府県で実施しておりました業務の一部が平成24年度から市に移譲されることとなりました。その中に本業務が含まれていたことから、市が実施することとなりました。

次に、事業の内容ですが、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するため、市内の国道及び県道における自動車の騒音状況を継続的に把握しまして、自動車騒音による公害防止の基礎資料を得るため実施するものでございます。

なお、測定業務委託にかかる経費につきましては、地方交付税で措置される予定となっております。

次に、企業立地促進事業の中の農村地域工業等導入実施計画書策定業務委託の目的と内容とありますが、本業務につきましては、農村地域への工業等の導入を積極的に進め、農業従事者が導入されます事業所等に就業することを促進するための措置を講じて、農業と工業との均衡ある発展を図ることを目的として調査するものでございます。

次に、実施計画の内容でございますが、既存の茂原工業団地を整備するにあたりまして、昭和60年に当初の計画書を策定し、その後、第2茂原工業団地、現在の茂原にはる工業団地の用地なんですけれども、こちらの整備計画策定にあたりまして、平成4年に本計画書を変更しましてから既に20年が経過しておりますので、今回の計画にあたりまして見直しをするものでございます。

なお、計画書の変更にあたりましては、新たに農村地域への工業等の導入の目標や農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業目標を定めるとともに、あわせて大気汚染、水質汚濁、動植物や鳥などの自然環境についても調査することとしております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） 職員の人員計画についての御質問でございますけれども、全体の職員数がマイナス8名となっておりますが、これにつきましては、早期退職者の発生によるものでございます。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） それでは、最初の学校給食の件ですが、教育の現場での民営化、これは経費削減、先にありきと私は理解しております。教育的配慮の欠如、偽装請負の疑いとか、その会社での低賃金、そして過重労働、入札によります業務の不安定化など、職場環境の悪化を含めて種々問題が多い。これはいまだに偽装請負とか疑念が晴れないわけであります。場所が教育の現場であることを重視しまして、今後とも問題にしたいと思いますが、教育的な配慮を望むところでございます。すべて要望と私の意見でございますので、答弁は結構です。

次の生活環境、持続可能な循環型社会形成の推進ということで、いわゆる第2次一括法の措置だということで、国が責任を持つべきものをどんどん地方へ移してくる、県が責任を持つべきものを地方自治体へと、基礎自治体へ仕事をどんどん移行してくる。責任を負わせるという措置が非常に問題、地域格差の創出がどんどん進んでくるということで今後注意していきたいと思っておりますが、皆さんもよろしくお願ひします。

次の産業振興の新たな企業・産業の導入ということで、きのうも大分意見を言わせていただきましたけれども、どのような産業が進出してくるのかが今後問題になると思ひます。身勝手な出退を繰り返して、そういった企業が来るのでは、きのうも言ひましたけれども、お勤めになる方は一生に何度も職業を変えなければいけない。無秩序な転勤とか雇ひ止めが横行しておるわけです。これは伺ひましたけれども、想定外、企業環境が厳しい、こういうことで働く者の視点がないと、こう言わざるを得ません。きのうのパナソニックの件は想定外と申ひますが、情報もとれないうちに勝手なことをやられたわけですから、明らかな人災です。人災というのは、人の手で防げると。会社中心の見方しかできないところで一時的な雇ひ創出、これを社会貢献と見ているようでは先が思いやられる。こういうことを注意していただきたい。これを要望しておきます。

次の次年度の人員計画の件ですけれども、人減らしによります職員の方への負担増が多いと、折に触れて指摘させていただいております。細かく見ますと、徴税部門で3名の減員がされております。市民との接点も多いところだと思ひますが、過酷な現場ではないかと思ひます。そういうところを減らせば大変なことになるんじゃないか。保育現場も含めて、非正規職員から正職員への動きというものがあまり感じられないわけです。一般質問の中でも質問がありましたけれども、人減らし、減員によります職員への負担というのを今後考えていただきたい、こう要望しまして終わりますが、よろしくお願ひします。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、教育費のところでお尋ねいたします。145ページ、奨学資

金貸付費がございます。これは私、毎年聞いているような感じなんですけれども、今非常に経済悪化で個人の所得が非常に減って、一方では、教育費というものが非常にお金がかかって親御さんも大変だという、こういう中で、日本は先進国の中でも本当に教育への公費の負担が大変低くなっている。そういう中において、この奨学資金の貸付金、これは非常に大事な事業だと思っておりますし、また、これを継続していただきたいと思いますが、今回、ここで見ますと、前年度と比較しますと1000万ほど大きな額が減額となっています。そのわけを知りたいということなんです、貸付に関する縛り、こういうのは厳しくなったのかどうか。また、この予算で大丈夫なのかどうか、そこら辺のところ。民主党政権での高校生の授業料無償化なども影響しているのかななどとも思うんですが、そのあたりのところの理由をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

教育部次長 齊藤 勝君。

○教育部次長（齊藤 勝君） それでは、奨学資金の減った理由ということでお問い合わせですので、そのことにつきましてお答え申し上げます。奨学資金の貸付制度は、茂原市奨学資金貸付条例中の資格要件としまして、経済的理由により就学が困難なこと、学術優良かつ健康であることとしているところでございます。適正な運用を図るため、県内他市の奨学資金制度や日本学生支援機構の制度を参考に、所得基準、学力基準を設けてございます。また、申し込み者本人に制度を説明の上、総合的に審査を行い、奨学資金の貸付を実施しているところでございます。新規申し込みについては、春と秋、2回行っておりますが、高校の授業料無償化による影響もあり、ここ数年、40人前後と横ばいの状況でございます。このことから、新規の貸付者が多少増えても継続の貸付者が減少している状況ですので、予算の範囲内で賄える見込みであります。

なお、申し込み者多数の場合は補正において対応したいと考えております。以上です。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。三橋弘明議員。

○19番（三橋弘明君） 市長の退職金について伺います。松戸市では条例で退職金を返納しておるとのことですけれども、田中市長にそのお考えがあるのかどうか伺います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） 市長の退職金についての御質問でございますけれども、茂原市の特別職並びに一般職員の退職手当につきましては、県内29市18町村38組合で構成される合計

85団体で加入しております千葉県市町村総合事務組合におきまして共同処理されております。同組合の退職手当条例に基づき支給されることになっておりますので、御理解のほどお願いいたします。以上です。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 24ページの実質公債費比率3か年平均が23年度決算見込みまでが17.9という数字になっています。これは18%を超えると起債許可団体となるということになっています。24年度の見込みが、これは3か年平均となっていますけれども、19.6で18を超えてしまうんですけれども、起債に対して影響があるのか、ないのか。あるとしたら、どういうところにあるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

企画財政部次長 麻生英樹君。

○企画財政部次長（麻生英樹君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

平成24年度の予算案の見込みで19.6ポイントという数値をお示ししてございます。御質問のとおり、実質公債費比率が18%以上になりますと、いわゆる同意団体から許可団体というふうな区分に区分されることとなります。したがって、市債を発行する際に県、国に対する手続きが許可をもらうこととなりますので、同意を得て市債を借る場合に比べますと難しくなるというふうにお考えいただきたいと思います。ただ、難しくなるという意味は、市債を起すことができなくなるということではございません。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第5号「平成24年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について質疑を許します。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 213ページですけれども、24年度の国保は、安定化基金とか繰り入れ基金とか入れて保険料もできるだけ上がらないようにというような施策をされていると思いますけれども、この辺の内容をお聞かせいただきたいのと、保険証がないので困っているという人がいて、困っているんだという、そういうことがあるということなんです、茂原市の場合は、その辺をきめ細かにやっていて、例えば所得税なんかの申告をしてなくて高くなったりというのを申告して安くなるようにとか、そういういろいろな手立てをとっているというふうに聞いております。市のほうが何もやらないでこういう短期保険証とかいろいろなことで困っているということは、そんなにないというふうにお聞きしているんですけれども、その辺

のことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

市民部次長 森川浩一君。

○市民部次長（森川浩一君） ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

初めに、保険基盤安定繰入金でございますけれども、高齢者や所得の低い方が多く加入する保険財政の支援策でございます。国保被保険者の所得に応じまして、国民健康保険税の均等割及び世帯割を2割、5割、7割軽減し、その軽減した保険税分を国、県、市から国保会計に繰り入れるものでございます。軽減適用となるには、未申告の状態ですと適用にはなりません。例えば収入がないからと申告をしませんと軽減適用とならず、軽減前の保険税が課税されることとなります。また、保険証がないという部分での資格証明書の部分なんですけれども、被保険者の生活実態にあわせて軽減を適用することで被保険者の方も保険税を納付しやすくなりますので、市民税課による申告の勧奨や収税課の納付相談など、あらゆる機会を通じまして生活状況を把握し、適切に対応している状況でございます。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 今答弁にありましたように、きめ細かに行われているということで、今後も保険証がなくて困っているというふうな人が発生しないように、もしそういう方がいましたらきめ細かに掌握して、ないような形でやっていただきたいと思います。これは要望で結構です。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第6号「平成24年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第7号「平成24年度茂原市特別会計宅地開発事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第8号「平成24年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第9号「平成24年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について質疑を

許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第10号「平成24年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番(平ゆき子君) 介護保険のほうで349ページ、包括支援事業費の中の地域包括支援センター委託事業、このように委託料として957万円余が計上されておりますが、地域包括支援センターというのは、この庁舎内に、高齢者支援課の中に現在ありますが、市で委託もせずに今やっている状況です。それが今度、24年度に委託料として計上されている、こういう状態ですが、現状ではサービス料が、毎年毎年利用者も多くなって、サービスニーズにこたえられないということで広げている、そういうことなんだと思うんですが、具体的に委託をどのように行うのか、そういったところをできる範囲内でお答えいただければと。

そしてまた、民間のほうの委託によってサービス低下、これが気になるんですが、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長(早野公一郎君) 当局の答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長(岡本幸一君) ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、茂原市では本納地区、中央地区、茂原地区、南地区の4つの日常生活圏域を設定しており、第5期介護保険事業計画期間におきましては、各日常生活圏域に地域包括支援センターを設置してまいります。具体的には、この計画期間で1直営3委託によりまして4つの地域包括支援センターが設置されることとなります。また、平成24年度中に1カ所を委託する予定ですが、委託事業者選定にあたりましては、公募によるプロポーザルを行う考えであります。

なお、委託をすることによりサービスの低下とならないよう直営包括が指導を行うとともに、各地域包括支援センターとの連絡を密にし、一層のサービス向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長(早野公一郎君) 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番(平ゆき子君) 次年度の計画の中ではとりあえず3カ所増えるということで、市の直営を合わせますと4カ所、地域包括支援センターができるというような予定となっている、こういうお話ですが、できる前からこういうことを申し上げるのは気にはなるんですけども、やはり一番心配なことなので。この4つができて、茂原市では、軽い程度の介護者の方の対応

にこたえるというようなことにはなると思うんですが、できたところで、今度は本体の茂原市の中の地域包括支援センターがなくなり、すべて民間のほうに丸投げ、言い方は悪いんですけども、全部直営から民営のほうにということはお考えじゃないでしょうねと、ここが一番気になるんですけども、ぜひならないようにしていただきたい。これからどんどん団塊世代がこういうサービスを利用する立場になります。もちろん、私もです。そういう中で、今介護保険がだんだん悪くなっているのが現状です。それは一般質問でその都度指摘しておりますけれども。そういう中で、きちんとサービスにこたえるというのは、直で行政が責任を持ってやっているという、そういう部分があると思うんです。そういう職員の皆さんのいろいろなチェックとか、そういうところの、現在あってこそだと思しますので、そういった後退は絶対させないでいただきたい。そこら辺のところをどのようにお考えか。いずれは全部直営にしますよというような、ラストステージがそっちのほうへ向かっているなんていうことのないようにはお願いしたいんですが、そのことを伺いたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

サービス低下ということでございますが、先ほどもお答えいたしましたところなんですが、高齢者人口が増加しております中、単身高齢者や老老世帯の増加など、新たな問題が生じております。そうした状況の中で、今後につきましては、地域の人材や福祉資源、地域力と申しますが、この地域力を有効に活用していくことが重要であると考えております。そのため、各日常生活圏域の中に包括支援センターを設置していこうとするものであります。サービスの低下にならないように直営包括支援センターを中心に指導、連携に努めてまいります。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 21号も関係しますので一緒に質問させていただきたいのですが、予算書331ページ、介護保険料、今回5期の変更で、5回目の変更で2億9000万上がるわけですが、その保険料のほうは21号のほうの7段階の保険料ということになりますけれども、この5期までの県内、全国の茂原の順位、上のほうから何番目というような、高いほうから何番目というような、そういう順位がどの辺になっているかということと、今回、5期のときの保険料がサービス基盤の強化ということで上がるわけですが、新しい事業内容も含まれているというふう聞いております。例えば待機されている施設の入居の方がどれだ

け減るのか、そういう計画もされて組まれたというふうに聞いていますので、その辺をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

第5期介護保険事業計画におきます保険料につきましては、介護保険準備基金決算見込額3億1000万円余のうち2億2000万円余を充当するほか、県の介護保険財政安定化基金の返還見込み金4600万円余を充当することにより、介護保険料の抑制を図った上で保険料基準額を年額5万1000円とするものでございます。全国の順位につきましては把握していない状況で、現在のところ、お示しすることはできませんが、県内においては中位からやや下の順位になるものと考えております。

なお、過去の保険料額等につきましては、年額でございますけれども、第1期計画では基準額3万1100円、国平均3万4932円、第2期では第1期と同額の基準額3万1100円、国平均で3万9516円、第3期につきましては基準額3万9000円、国平均4万9080円、県内56市町村中39位。次に、第4期につきましては基準額4万800円、国平均4万9920円で、県内では54市町村中42位でございました。また、整備にあたりましては、居宅で介護度の重い75人の方を特に必要性の高い入所待機者としまして、地域密着型の小規模特養の新設及び増床、介護老人保険施設の増床をあわせて68床の整備を推進していくとともに、小規模多機能型居宅介護事業所2カ所の整備を図っていく考えでございます。この整備によりまして、待機者の解消と在宅介護の支援を行っていただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 包括支援センターの運営協議会を設置してということになっておりますけれども、支援センターの運営に対して、規則で定めようとするのは人数とか委員とか、そういう対象者はどういう方になるかというのがわかればお教えいただきたいと思っております。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新たに地域包括支援センター運営協議会を設置いたしまして、包括支援センターの運営等に関し御意見をいただくために、今後規則を定めてまいる考えでございます。まだ検討段階では

ございますが、委員数につきましては7名程度とし、その対象者につきましては、医療、福祉、介護の立場から御意見をいただくために、茂原市長生郡医師会、長生郡市介護サービス事業者協議会、茂原市民生委員児童委員協議会などの関係団体、さらに被保険者の立場からの意見をいただくための委員などを念頭をお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第11号「平成24年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（早野公一郎君） ここでしばらく休憩します。

午前10時54分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前11時05分 開議

○議長（早野公一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第12号「茂原市暴力団排除条例の制定について」質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） この議案には反対するものではございませんけれども、上位にあります法律など、具体的に期待される効果を伺いたいということで、また、この条例案の中に、第8条に、市の役割としまして、暴力団の排除を推進できる体制を整備するものとするところありますが、どのような体制なのか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

市民部次長 森川浩一君。

○市民部次長（森川浩一君） それでは、御質問に御答弁申し上げます。

初めに、効果についての御答弁を申し上げます。本条例を制定することによりまして、市、市民、関係機関、事業所等の連携強化に基づく社会が一体となった暴力団排除に関する取り組みの充実及び徹底が図られることとなります。社会全体で暴力団を孤立させる体制が確立され、暴力団の活動を封じ込めるという効果が見込まれます。

次に、推進体制の整備について御答弁を申し上げます。この第8条の条文によりまして、暴力団の排除が市、市民、事業者等の相互の連携及び協力のもとに推進されなければならないことを踏まえ、市が行う暴力団の排除の施策、市民等への情報提供等の支援を効果的に行うための推進体制の整備をしてまいります。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 条例案を通しまして、情報提供ということがキーワードとなっております。個人情報の漏洩に関する管理責任とでも申しましょうか、行き過ぎた情報収集活動によります過大な権力の行使とか、市民の間にトラブルを巻き起こす懸念が拭えないわけですが、この辺の見解を少しお願いします。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

市民部次長 森川浩一君。

○市民部次長（森川浩一君） それでは、情報管理はどのように行われるかという質問に御答弁申し上げます。条例制定後は、市民等が一丸となって暴力団排除に取り組んでいくことから、これまで以上に情報提供も含め市民等への支援を進めていく必要がございます。市といたしましては、警察からの助言を得ながら情報を提供することとなります。具体的には、暴力団を排除する上で効果的な契約条項の照会や、地域住民が連携、協力して暴力団排除に取り組むことができるような団体の設置に関する手続きといった情報提供を想定しております。暴力団員であるか否かの情報につきましては、所管する警察署において捜査上の支障の有無などが判断された上で市民に提供されるものと考えております。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 暴力団排除の条例は全国的にも、もう既に制定されているところもありますけれども、これから制定されようとするところも多くあるというふう聞いております。2点伺いたいんですけれども、1条のところで、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とするというふうにあるんですが、先ほどの答弁に少しありましたけれども、実効性を確保するというのが大事なことになってくるんじゃないかと思います。基本的なことなので実効がどういうふうになるかよくわかりませんが、この実効性を確保するために中心になるのは市なんでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、第2条第3号の暴力団員等という中で、暴力団員でなくなった日から5年を経過したものという、この文言があるんですけれども、ここに出た5年というのはどういう意味で5年になっているのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

市民部次長 森川浩一君。

○市民部次長（森川浩一君） 御答弁申し上げます。

初めに、暴力団排除条例の実効性につきましての御答弁を申し上げます。暴力団排除におい

ての重要なことは、巧妙に規制を逃れる暴力団に抜け道を与えないことであると考えております。地域社会が一体となって暴力団排除を進めるとともに、市の事務等における措置や少年の健全育成に関する措置を講ずることは、暴力団が勢力を維持できる抜け道を封ずるものであり、警察における取り締まりと呼応されることで実効性のあるものになると考えております。

次に、暴力団等の用語の意義のうち、5年を経過しないものの根拠についてでございますけれども、5年という期間につきましては、県条例と同様に、暴力団排除規定のある法令の規定に準拠しております。債権管理回収業に関する特別措置法等々の各種業法における許認可事務の欠格要件に準拠した部分だというふうに聞いております。

なお、暴力団または暴力団員等に関する情報は警察署等から提供を受けることとなります。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第13号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 今までのばらばらになっている関係法律を整備する、いわゆる一括法ということなんですけれども、その一括法というのがなかなか心配な内容でありまして、この議会でも、私、保育問題でも、先ほども飯尾議員が一括法のことで取り上げましたけれども、この一括法というのは、民主党掲げておりますけれども、ナショナルミニマム、要するに最低基準を保障する、国の保障を投げ捨てる、こういうおそれのあるものが非常に多い。そういうことで、質問でも問題提起いたしました。これもまた、これまで社会教育法、図書館法、博物館法とか公民館法、こういった国の政省令等で、それなりの基準できちんと縛りがあつた、こういうものが自治体の自主性、こういうことの強化などで、結局、各自治体で基準的な縛り、自由に決定できる、こういうことになるおそれがあるんじゃないか。そういう面でも、それがなくなることにより、いつも言っていますけれども、市民サービスの後退になるのではないか、こういうことが危惧されるんですが、そこら辺のところはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） この一括法の関係で、市民サービスの後退があるのではないかと

ということでございますけれども、この一括法の定義というのは、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため義務づけ、枠づけの見直し及び都道府県の事務事業の権限を市町村へ移譲するということでされております。そういう中で、今回の条例改正につきましては、政省令等で改廃された条文に沿った改正をいたしておりますので、今までと同様の行政サービスが提供できると考えております。また、今後、条例の制定等が生じた場合におきましても、本市の実情に合った最適な行政サービスが提供できるよう十分協議しながら制定してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 今後、この条例等の制定があった場合、そういうことで、自由度の拡大というようなことの解釈、茂原市の実情に合った最適な、そういった行政サービスが提供できるようになるというようなことで答弁いただいたんですけども、そこが気になるんですよ。確認したいんですけども、各自治体が基準を上げ下げできるようになるということなんですよということを確認したいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） これは国の政令等で基準みたいなものがございますので、それに沿った形で改定していきますので、それに沿った形と、あと住民サービスができるような形で協議していくということで御理解していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） 地域の自主性及び自立性を高める、これは当然、非常に地方分権という中では、どんどんこういうのをやっていかないといけないと思います。ここの変更の理由は今の質問でわかりましたけれども、国が今までやっていたのを地方に単におろしたという内容で、目新しいものはないように思いますけれども、それはそれでいいかどうかということをお伺いしたいのと、この中で、地方に権限を移すためのものではないものが幾つか含まれているんですけども、要するに文言をそろえたというような形のものが入っていますけれども、それは一般質問で、私は例規集の見直しということで、したほうがいいのかという質問をしていますけれども、その辺との関連が答弁できましたらお願いしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） 先ほどお答えしましたけれども、この条例改正につきましては、国の法令等により自治体に義務づけていた活動や判断基準の義務づけ、枠づけの見直しと、都道府県の事務事業の権限を市町村へ移譲される法律が制定されたことによって改正するものでございます。具体的にいいますと、第1条の茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますけれども、これにつきましては、公民館運営審議会委員の委嘱について、今まで社会教育法で定められていたものが市の条例で定めることとされたということになりますので、それに伴って市の条例を改正するという形のものでございます。また、第2条、茂原市図書館設置条例の一部改正、それと第3条、茂原市美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正、第5条の茂原市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正及び第6条の茂原市市営住宅管理条例の一部改正につきましても、これもそれぞれ図書館法ですかと博物館法ですかということで、そこで一応市のほうが定めるという形に改正されていますので、それを見直す改正を行うということでございます。それが義務づけ、枠づけの見直しという形になります。

それと2点目の都道府県の事務事業の権限を市町村へ移譲するという改正でございますけれども、これにつきましては、第4条の茂原市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正でありますけれども、これと第7条、茂原市土地区画整理事業施行区内における建築行為等の許可に関する条例の一部改正、これが今まで千葉県知事の権限であったものが市町村のほうにおろされるということで、市の条例を定めなくてはいけないという形になっていきますので、今回の改正をさせていただくという形になります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。加賀田隆志議員。

○13番（加賀田隆志君） これは、要するに県の条例とか国の法律とかで定めていたものを、今度は市のほうの条例で定めるということになってくるわけですがけれども、これは単に条例をそこにおろしたということにならないように、要するに、今度は実質的なことを市がやらなきゃいけないということになってきますよね。今までも当然同じようにやっていたとは思いますが、今度は積極的にやっていかないといけなくなるという考え方もできますので、その辺のところをしっかりと意識変革をしていかないと、単に条例が変わっただけになってしまうと事業がうまくいなくなる可能性もありますので、その辺をきっちり行っていただきたいというふうに思います。それは要望です。

もう1点の、それにあわせて文言が変わっているという、表現の仕方が、例えば10人以内で組織するというのが、前はここはちょっと変わった表現になっていたんですけれども、その

表現の仕方とか、全体にあわせるみたいな形が変わっています。その辺のことは、例規集を見直して全体的にわかりやすい言葉にするということが必要じゃないかというふうに思うんですけども、その辺もお答えいただければと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁を求めます。

総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） 今回もそういう条例の改正はありますけれども、市全体の条例の中で統一した形でわかるような形をこれからまた検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第14号「茂原市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第15号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第16号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第17号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 特別職や教育長の給与に関しては、前年度と変わらないんですけども、24年度としては、この一般職員のほうの給料月額1%、6級から9級までのというのでは、これは内容的には変わらないんですが、給与の構造改革に伴う経過措置というところが参考資料にも出ているんですけども、ここで今職員の方に影響はどの程度あるのか。こうした結果でどうなるのか、そこら辺のところを具体的に伺いたいと思います。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

総務部次長 相澤 佐君。

○総務部次長（相澤 佐君） 今回の給与構造改革に対する経過措置の職員への影響ということでございますけれども、この給与構造改革に伴う経過措置額の段階的削減の恩恵を受けた職

員は、今現在9名の予定でございます。この9名につきましては、今後、退職及び定期昇給により平成26年度末までには対象者がいなくなるという見込みになっておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第18号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 18号の茂原市税条例の改正の概要、参考資料の14ページを見ますと、たばこ税や個人住民税、退職所得にかかる税額控除の廃止、雑損控除に係る大規模災害関連支出の範囲の拡大等ということで、一応説明が書かれているんですが、要するに増税かなと、負担増になることを、その税の改正かなと思うんですが、この税条例の改正によって茂原の住民への影響、それはどうなるのでしょうか。そこら辺のところを具体的にお示ししていただきたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 答弁願います。

企画財政部次長 吉田 正君。

○企画財政部次長（吉田 正君） 今回の市税条例の改正による市民への影響はという御質問でございますが、まず、市民税の均等割が納税者一人あたり500円の増額ということになります。納税義務者が約4万4000人ほどおりますので、総額で約2200万円の増収の見込みでございます。

続きまして、退職所得に対します10%の税額控除の特例の廃止による影響でございますが、これは、退職金の額により個々に異なりますけれども、例えば35年勤務をいたしまして退職金が2000万円ということで想定いたしますと、この方については、約7500円の増額ということになります。市税全体としましては、約500万円の増収を見込んでおるところでございます。

次に、たばこ税でございますが、これは、県税分と市町村税分の割合を変更するというもので、納税者の負担が直接増えるものではございませんが、市町村税分の割合を変更するというもので、納税者の負担が直接増えるものではございませんが、市町村税分が1000本あたりで644円増額となりますので、年額といたしますと、約8500万円の増収となる見込みでございます。あと雑損控除の関係については特に増減等の影響はないものと見ております。

○議長（早野公一郎君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） お話の内容は、市民の方に相当な増税が、負担が増えるという、そう

いう内容ですが、この条例改正するにあたって、その背景にある条例改正の趣旨、そういったものは一体どういうものがあるのか、具体的にお話ししていただければと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

企画財政部次長 吉田 正君。

○企画財政部次長（吉田 正君） 今回の条例改正の趣旨というようなことですが、まず、個人市民税の引き上げにつきましては、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づきまして、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するためということになっております。また、たばこ税の改正でございますけれども、これにつきましては、法人実効税率の引き下げに伴いまして、都道府県と市町村の増減を調整するための改正ということになっております。よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第19号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第20号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） この介護保険のほうは一般質問でお伺いいたしましたけれども、介護保険料が上がるということで、いろいろそういった中で、今までの段階、介護保険料、これまでの4期までは7段階の8区分、こういう段階区分を設けてあったものが、第5期からは7段階の9区分と、こういうような変更を行ったわけですがけれども、参考資料の中には、低所得者の保険料負担を軽減するためという、そういったことで行われて、逆に言えば、5段階、6段階、7段階の人はそれなりに負担が微妙に増えています、見てみますと。もちろん所得の低い人の軽減策としては、逆に所得のある人に応能負担というんですか、そういうことでこういうようなことをいろいろやりながら介護保険料を上げる中でも、負担が厳しい人には、低所得者の人向けにはこういう施策をとられて、いろいろ御苦勞されたんだと思うんですが、特にこのところで3段階のところを手をつけたというんですか、3段階のところを2つに分けた。こ

こら辺のところ、低所得者というなら2段階とか、1段階、2段階はほとんど変わらないんですけども、この3段階に手をつけたというような、そこら辺のところの内容をお伺いしたいと思います。

また、この3段階のところを2つに分けたと、そういうことによって新たな区分を設けたわけですので、対象となる人数、またはその影響額、それもついでにお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（早野公一郎君） 当局の答弁を求めます。

福祉部次長 岡本幸一君。

○福祉部次長（岡本幸一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

介護給付費の増加に伴いまして、保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営をするためには、これまで以上にそれぞれの被保険者の方の負担能力に応じた保険料を賦課する必要があると考えております。第4期期間中までは保険料負担段階の第5段階以上の細分化と、特例的に4段階の多段階化のみが認められておりましたが、介護保険法施行令の改正に伴いまして、第5期保険料につきましては、保険者の判断で第3段階における所得区分を細分化することが可能となったことから、低所得者の保険料負担を抑制するために、従来の3段階を所得により区分することといたしました。

なお、第1段階、第2段階の細分化につきましては、国の制度上認められておりません。新たに設けます区分の対象となる人数につきましては、3年間で3745人と推計しております。新たな区分を設けなかった場合には3745人の方に第3段階の保険料である3万8200円を御負担いただくところを、今回新たな区分を設けたことで3万5700円となりますので、その影響額につきましては、およそ総額で936万円余となる見込みであり、年額で一人あたり2500円、月額約208円の減額となります。以上でございます。

○議長（早野公一郎君） 他ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第22号「茂原市道路線の認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第23号「茂原市道路線の廃止について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第24号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第25号「千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(早野公一郎君) なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号の審査については、8人の委員により構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早野公一郎君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、議案第4号は8人の委員により構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(大野博志君) それでは、申し上げます。

1番 飯尾 暁議員、2番 前田正志議員、6番 山田きよし議員、10番 鈴木敏文議員、18番 初谷智津枝議員、19番 三橋弘明議員、22番 三枝義男議員、25番 田辺正和議員。以上でございます。

○議長(早野公一郎君) 以上の8人を予算審査特別委員会委員に指名します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早野公一郎君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、議案第24号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり各所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長（早野公一郎君） 次に、議事日程第2「休会の件」を議題といたします。

お諮りします。明3日から13日までは予算審査特別委員会審査、報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は14日午後1時から開き、議案並びに陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前11時42分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案第1号から第25号までの質疑後委員会付託
2. 休会の件

○出席議員

議長 早野 公一郎 君

副議長 勝山 颯郷 君

1番	飯尾 暁 君	2番	前田 正志 君
3番	矢部 義明 君	4番	金坂 道人 君
5番	中山 和夫 君	6番	山田 きよし 君
7番	細谷 菜穂子 君	8番	森川 雅之 君
9番	平 ゆき子 君	10番	鈴木 敏文 君
11番	ますだ よしお 君	12番	田丸 たけ子 君
13番	加賀田 隆志 君	14番	腰川 日出夫 君
15番	伊藤 すすむ 君	16番	深山 和夫 君
18番	初谷 智津枝 君	19番	三橋 弘明 君
20番	関 好治 君	22番	三枝 義男 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君
25番	田辺 正和 君	26番	金澤 武夫 君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	理事	松本文雄君
理事 (企画財政部長)	國代文美君	総務部長	平野貞夫君
市民部長	中山茂君	福祉部長	古山剛君
経済環境部長	前田一郎君	都市建設部長	古市賢一君
教育部長	金坂正利君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	相澤佐君
企画財政部次長 (資産税課長兼収 税課長事務取扱)	吉田正君	企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	麻生英樹君
市民部次長 (国保年金課長事務取扱)	森川浩一君	福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	岡本幸一君
経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	鳩川文夫君	都市建設部次長	笠原保夫君
都市建設部次長 (土木管理課長事務取扱)	矢部吉郎君	教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	斉藤勝君
職員課長	山本丈彦君	企画政策課長	十枝秀文君

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	大野博志
主幹	三橋勝美
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一